

# 医療福祉相談室だより

発行：三島共立病院医療福祉相談室

2007年2月

## 確定申告と控除について

< おむつ代の医療費控除、要介護者の障害者控除もあります >

**確定申告の時期（2月16日～3月15日）になりました**

**申告をしましょう。住民税の申告もして下さい。**

申告することで控除の適用があり、以下の可能性があります。

- ・非課税世帯となる可能性

医療費自己負担限度額や入院費、施設入所費、入院・入所の食費の減額

- ・70歳以上の高齢者医療で、3割負担から1割負担になる可能性

- ・税金、国保・介保の保険料減額の可能性

（非課税世帯でも申告をすることで、国保・介保の保険料が下がる場合もあります。）

- ・県営、市営住宅の家賃減額の可能性

課税所得の額によって、上記等の負担額が決まります。課税所得とは…

「**課税所得 = 所得 - 所得控除**」です。

### < 所得 >

遺族年金、障害年金は所得とみなしません。その他の公的年金にも公的年金控除があり、次のような計算をして所得とします。

330万円以下：所得 = 年金額 - 120万 （注）

330万円超 410万円以下：所得 = 年金額 × 75% - 37,5万円

410万円超 770万円以下：所得 = 年金額 × 85% - 78,5万円

770万円超：所得 = 年金額 × 95% - 155,5万円

（注）65歳未満の場合 130万円以上：所得 = 年金額 - 70万 （注）

130万円超 410万円以下：所得 = 年金額 × 75% - 37,5万円

\* 遺族年金や障害年金のみ方でも65歳以下の方は、他収入が分からない為、上位所得者とみなされてしまっている場合がありますので、申告を…

### < 所得控除 >

所得控除では老齢控除が廃止になりました。そのため、増税になった方、課税世帯となり様々な負担が大きくなった方も出ています。他の控除も、適用されるものがないか確認をしてみてください。

## 所得控除の種類は

医療費控除 障害者控除 社会保険料控除 雑費控除 勤労学生控除  
小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 損害保険料控除 寄付金控除  
寡婦(夫)控除 配偶者控除 扶養控除 配偶者特別控除 基礎控除

特にこのような控除がありますので、ご注意ください。

### 医療費控除

6ヶ月以上寝たきりでオムツを使用している方(在宅)

今年初めて申告

医療費控除に含まれます。  
オムツ使用証明書が必要です。  
主治医の先生に発行してもらいます。

昨年も申告をした

オムツ使用証明書を市役所でもらえます。

### 障害者控除

身体障害者手帳を持っていないが、介護保険を申請して要介護が出ている。

障害者控除対象者認定書を  
市役所で発行してもらえる可能性があります。

### 寡婦(夫)控除

夫と死別・離婚をしてから婚姻をしていない

夫の死別が不明

扶養親族 生計を一にする子がいる | いない

合計所得金額が 500 万以下 | 以上

寡婦控除

( 所得税は 35 万  
住民税は 30 万の控除 )

合計所得金額が 500 万以下 | 以上

寡婦控除

( 所得税は 27 万  
住民税は 26 万の控除 )

適用なし

\* 男性の場合

妻と死別、離婚してから婚姻をしていない、あるいは妻の死が不明の方は扶養親族等  
である子があり、かつ合計所得金額が 500 万以下の人

寡夫控除 ( 所得税は 27 万、住民税は 26 万の控除 )

不明な点がございましたら、医療福祉相談室(皮膚科診察室前)までご相談下さい。

(代表) 055-973-0882